

「旭川市火災予防条例の改正（案）」

1 条例改正の背景

防火対象物（建物）には、その規模、用途、収容人員（利用人数）に応じて、消防法第17条の規定により、消火設備、警報設備又は避難設備（以下「消防用設備」といいます。）を設置しなければならないこととされています。

このうち、初期消火に有効な屋内消火栓設備やスプリンクラー設備、火災の発生を早期に覚知することができる自動火災報知設備については、特に重要な消防用設備として位置付けられています。

このため、消防法令で、これら重要な消防用設備の設置が義務付けられているにもかかわらず、未設置の防火対象物については、重大な消防法令違反であり、火災発生時に被害が拡大するおそれが高くなると言えます。

消防機関では、このような重大な消防法令違反のある防火対象物（以下「違反对象物」といいます。）を覚知した場合には、遅滞なく改善するよう指導し、指導によっても改善されない場合には、消防用設備等の設置維持命令（消防法第17条の4）を行い、その命令の内容について、防火対象物への標識の設置やホームページへの掲載等により公示する（消防法第5条第3項）こととなります。

ただし、命令及び公示までには多くの手続を必要とし、相当な期間を要することから、その間、違反对象物の危険性に関する情報が利用者等に周知されない状況にあります。

このことから、国においては、「違反对象物に係る公表制度の実施について（平成25年消防予第484号）消防庁次長通知」により、違反对象物については、消防機関が消防用設備等の設置維持命令（消防法第17条の4）を行う前においても、利用者等に当該違反对象物の違反内容を公表する制度（以下「違反公表制度」といいます。）の実施を推進しており、政令指定都市が先行して違反公表制度を導入しているところです。

旭川市においても、住民の皆様生活安全情報を適切に提供する観点から、この違反公表制度の導入に向け、旭川市火災予防条例の改正を検討しています。

2 旭川市火災予防条例の改正（案）の内容

旭川市火災予防条例の一部改正により、新たに設けようとする事項については、次のとおりです。

(1) 防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する事項

ア 消防長は、防火対象物の消防用設備等の状況が、消防法令又は旭川市火災予防条例の規定に違反する場合は、その旨を公表すること。

イ 消防長は、アの公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨の通知（公表の予告）を行うものとする。

ウ 公表の対象とする防火対象物については、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1中、（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物とすること。

エ 公表の対象とする違反の内容については、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置等であること。

※ウ及びエについては、旭川市火災予防規則で定める予定です。

(2) 施行期日

平成29年1月1日から施行する予定です。

【参考URL】

●違反対象物に係る公表制度の実施について

（平成25年12月19日消防予第484号）

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2512/pdf/251219_yo484.pdf

●違反対象物に係る公表制度の実施における運用について

（平成25年12月19日消防予第487号）

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2512/pdf/251219_yo487.pdf

●違反対象物に係る公表制度の実施の推進について

（平成27年3月31日消防予第133号）

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2703/pdf/270331_yo133.pdf

●違反対象物に係る公表制度の実施の推進に係る留意事項について

（平成27年3月31日消防予第134号）

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2703/pdf/270331_yo134.pdf